別表六（二十三）付表　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第23条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この記載要領において「平成23年12月改正法」という。）附則第63条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定又は震災特例法第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13（同法第42条の４の２第２項第３号又は第５項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第42条の４第３項又は第７項（繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）に係る部分に限る。）（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13（同法第42条の７第３項（事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）に係る部分に限る。）（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六(十八)の表中「特別控除又は避難解除区域」を「特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等」に、

復興産業集積区域若しくは復興居住避難解除区域の別
事業の内容及び認定地方公共団体は避難等指示が解除された日

「区域又は／の名称又」を「税額控除に関する規定の該当条／事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあつた日等又は避難等指示が解除された日等」に、

復興産業集積区域 ・復興居住区域 ・避難解除区域	復興産業集積区域 ・復興居住区域 ・避難解除区域	復興産業集積区域 ・復興居住区域 ・避難解除区域	復興産業集積区域 ・復興居住区域 ・避難解除区域	復興産業集積区域 ・復興居住区域 ・避難解除区域

を「震災特例法第17条の２・震災特例法第17条の２の２・震災特例法第17条の２の３」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「69の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「33の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「68の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十三)「32の②」）」に改め、同表の記載要領第１号中「特別控除）又は第17条の２の２第２項若しくは第３項（避難解除区域」を「特別控除）、第17条の２の２第２項若しくは第３項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第17条の２の３第２項若しくは第３項（避難解除区域等」に改め、同第11号中「別表六(二十)」を「別表六(二十三)又は別表六(二十三)付表」に改め、同号を同第四号とし、同第11号を同第11号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

２　「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあつた日等又は避難等指示が解除された日等　⑵」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　法人が震災特例法第17条の２第２項又は第３項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第１項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載すること。

⑵　法人が震災特例法第17条の２の２第２項又は第３項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第１項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあつた日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいう。⑵において同じ。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあつた日）及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第４条第４号イからホまで（定義）に掲げる指示の全てが解除された日を記載すること。

⑶　法人が震災特例法第17条の２の３第２項又は第３項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第１項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第４条第４号ハに掲げる指示が解除された日を記載すること。

別表六(十八)を別表六(十一)とする。

別表六(十七)の次に次の１表を加える。